

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令の一部を改正する

政令案要綱

第一 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）の規制の対象となる有害物質として、化学的変化により容易に四―アミノジフェニル等を生成するアゾ化合物を指定すること。

第二 この政令は、平成二十八年四月一日から施行すること。